

史跡の保存活用計画について

1 経過概要

史跡下寺尾西方遺跡の保存活用計画については、平成30年度から令和6年度まで検討を進めてきた。令和6年10月1日に実施した文化庁との打ち合わせによって、史跡下寺尾西方遺跡と史跡下寺尾官衙遺跡群の2つの史跡を合わせた保存活用整備計画を補助事業により策定する方針となった。この方針を受け、これまで検討を続けてきた史跡下寺尾西方遺跡の保存活用計画については、「検討報告」として報告するとともに、令和7・8年度において史跡下寺尾西方遺跡と史跡下寺尾官衙遺跡群の2つの史跡を合わせた保存活用整備計画を策定することになった。保存活用整備計画の策定にあたっては、策定支援を委託することで調整を行っている。

2 史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画検討報告（案）

(1) 内容について

- ・「計画」として検討した内容を「報告」の体裁とした
- ・内容について、再検討、校正を行った

3 (仮称) 下寺尾遺跡群保存活用整備計画について

(1) 名称

(仮称) 下寺尾遺跡群(史跡下寺尾官衙遺跡群・史跡下寺尾西方遺跡) 保存活用整備計画

※計画名称については、文化庁との協議前のため仮称としている

(2) 策定年度

令和7年度及び令和8年度(ただし、単年度ごとの契約)

(3) 主な内容

①史跡下寺尾官衙遺跡群保存活用計画の見直し

②史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画の作成

③両史跡(重なる史跡)の整備活用構想の作成

→令和7年度中に保存活用計画書の骨子の作成を目指し、令和8年度にパブコメや内部調整、計画書の印刷を行う予定

(4) 策定スケジュール

令和7年7・8月 プロポーザル方式による業者選定

9月初旬 契約

9月以降 策定作業(骨子までの作成を予定)

(5) その他

策定にあたっては、部会、神奈川県教育委員会、文化庁の指導・助言をいただく。